SIPRI年鑑 2008

軍備,軍縮および 世界の安全保障

日本語要約版

sipri

SIPRIとSIPRI年鑑

ストックホルム国際平和研究所(SIPRI)は、平和と紛争、特に軍備管理と軍縮の問題の研究を行う独立の研究機関である。SIPRIは、スウェーデンの150年にわたって続いた平和を記念して1966年に設立された。SIPRIの研究は国際的な研究スタッフによって行われており、現在の研究プログラムは下記のプロジェクトに重点を置いている。

- ・武力紛争と紛争管理
- · 武器移転
- ・欧州大西洋・地域・世界の安全保障
- ・ 軍事費と兵器生産
- 不拡散と輸出管理
- ・軍備管理と軍縮の文書資料調査
- ・FIRST(国際関係・国際安全保障動向の実情 Facts on International Relations and Security Trends)オンラインデータベースを含む情報関連プロジェクト

SIPRI年鑑は1969年に初めて出版され、現在は39版である。SIPRI年鑑2008は、世界の軍事費、国際的な武器移転、兵器生産、核戦力、主要な武力紛争、多国間平和活動などの原資料に加え、軍備管理、平和、国際安全保障の重要領域の最先端の分析により構成されている。SIPRI年鑑は、SIPRIの研究者と委託された外部の専門家が執筆を担当している。

このブックレットはSIPRI年鑑2008の内容を要約し、年鑑の付録中のデータと情報のいくつかを紹介する。

目次

序文 軍備管理の必要性	2
第1部 安全保障と紛争	
第1章 欧州大西洋の安全保障制度と関係	3
第2章 武力紛争の動向	4
付録2C 直接的暴力と構造的暴力に対する人間の安全保障アプローチ	6
第3章 平和活動の計画と展開	7
第4章 紛争後の治安部門改革におけるジェンダーの統合	9
第Ⅱ部 軍事支出と軍備	
第5章 軍事費	10
第6章 兵器生産	12
第7章 国際的な武器移転	14
第Ⅲ部 不拡散、軍備管理および軍縮	
第8章 核軍備管理と核不拡散	16
付録8D 核の鑑識	18
第9章 化学物質及び生物物質がもたらす安全保障上の脅威の削減	19
付録9A 国際的公衆衛生政策と鳥インフルエンザの国際的監視	20
第10章 通常兵器の軍備管理	21
第11章 安全保障に関連する国際的移転の管理	22
付録	23

今後1~2年の内に、軍備管理及び軍縮の利点に関する審議及び討議が、はるかに上級レベルの場で持たれるであろう。これは、より真剣かつ有効な軍備管理及び軍縮に関する措置が実施されるべきだという合意が世界に広まりつつあることに依る。軍備管理政策の議論は、二つの流れが合流することにより、新しくまた興味深い次元へと引き上げられてきた。一つは、長年に渡る軍備管理や不拡散条約及び協定に対する懸念、脅威、またその崩壊の可能性の増大へ向かう流れである。もう一つは、より有効な軍備管理、不拡散及び軍縮策のために、新しく芽吹いた好機への流れである。

軍備管理で大きな利益を得る機会が広がってきた理由は多くある。二つの主要核兵器保有国 - ロシアと米国 - による軍縮及びこれに関連する信頼醸成・安全保障醸成措置は特に重要である。この二ヶ国は短期間の内に多くの決定的措置をとる必要がある。これら二ヶ国にとどまらず、核保有国及び非核保有国どちらをも考き込み、そして政治的対立を超えて共通の立場を確固として打ち立てる、より広範で世界規模の努力も必要となるだろう。

軍備管理に対する将来の展望により現実的な光を当てるためには、3つの点に注意が必要である。まず、次期米政権が何を優先するかが、軍備管理の進展のあり方を決めるに際して決定的な役割を果すであろう。第二に、既存の、または新しく成立する可能性のある多国間条約に基づく軍備管理の発展は大きな国際的注目を集めるだろうが、このような注目の

故に、軍備管理と軍縮の具体的進展に対し有効な展望を持つ他の仕組みが軽視されてはならない。最後に、軍備管理及び軍縮の成功とて、世界のすべての問題を解決することはできない。「軍備管理」がより大きな重要性を有するためには、この用語の伝統的な意味をいくらか拡張し、安全保障の構築醸成に関して協定や国家に基づかないアプローチも包含する必要がある。このようなアプローチはまた、国際的、国家的または地域的レベルで安全保障の行為主体間の信頼を醸成するとともに、不必要で無差別の暴力の脅威を効果的に削減することをも可能にする。

人類に迫る脅威に直面して、改めて軍備管理の有用性を認識する声が、政治的対立を超えて上がり始めている。軍備管理の前進には巨大な障害が存在するが、近い将来、軍備管理及び軍縮の建設的発展を実現させる新しい機会がこれまで以上に大きく開かれるであろう。正しい方向へ向かって実際的で前向きな方策を取ることが、市民及び政府双方にとって利益であることは明らかである。

2007年、欧州大西洋の主要アクターは、 不和の再発に直面し、また従来からの同様の問題にも取組んだ。この力学の目立った特徴として、ロシアと他の欧州大西洋共同体国家との対立の先鋭化、欧州連合の一体性と有効性が直面する課題、そして大西洋共同体の安全保障協力の目的の欠如が挙げられる。米国の安全保障政策は、以前にも増して実利主義を特徴とした。

2007年の欧州大西洋関係において最も 重大な出来事は、ロシアが自信を回復し、 自国の安全保障問題に関して再び西欧諸 国と同等の地位を望むようになったこと である。天然資源開発の多大な利益に確 信を増し、その政治的な武器としての利 用の成功に自信を得て、ロシアは、(大 西洋両岸の国々の結束を弱め、ロシアの 影響力を旧ソビエト国家に再び及ぼそう として)欧州諸国を互いに離間させると いう伝統的な政策へと戻った。しかし、 ロシアは同時に、西欧との協力関係を維 持することを望んでいるように見え、力 ずくで挑むような危険を冒すことはない だろう。

欧州連合はリスボン条約を採択した。 この条約には、特に対外政策及び安全保 障政策の分野において、否決された2004 年欧州憲法条約の主要な要素が大筋にお いて含まれている。しかしながら、欧州 連合は、近隣諸国への欧州の拡大プログ ラムと、対外関係と、共通の対外政策及 び安全保障政策を著しく阻害した憲法条 約の失敗から完全には立ち直っていな い。欧州連合は今や、新しい法的枠組み を政治的活動へと転換させることによっ て、かなりの潜在能力を実現することが 可能である。しかし、条約批准過程や、 リーダーシップと権限に関する見解の相 違のために、純粋な対外政策よりむしろ 国家ごとの優先事項や離脱権が再び強調 されることになり、欧州連合のエネル ギーが消耗させられるかもしれない。

欧州大西洋パートナーシップの課題は ますますグローバルなものになってい る。合意や公約の遂行や維持が困難に なってきた。活動を共にする時、パート ナーシップは、参加国が自ら課す制約、 異なったアプローチあるいは不十分な影 響力などの問題に悩まされる。2007年に 生まれたヨーロッパと米国の親交回復 は、将来の強さというより弱さの認識に 基づくものであった。米国では、国内外 で影響力と威信を損なった政策は大方放 棄され、世界の問題に対するより実際的 なアプローチに転換した。しかし、米国 は依然イラクに深く関わり、その外交的 影響力は世界的に縮小した。懸案中の選 挙、見通しの立たないイラクからの撤退、 そして悪化する経済を抱え、米国はさら に内政重視になっていくかもしれない。 従って、移行の問題が2008年~2009年に おける欧州大西洋共同体のテーマとなる であろう。

主要な武力紛争, 2007

2007年には、世界の13の場所で14の主要な武力紛争が行われた。

アフリカ ソマリア 南北アメリカ コロンビア ペルー 米国 アジア アフガニスタン インド (カシミール) ミャンマー (カレン州) フィリピン フィリピン (ミンダナオ) スリランカ ('タミル・イーラム') ヨーロッパ ロシア (チェチェン) 中東 イラク イスラエル (パレスチナ自治区) トルコ(クルド人地域)

過去十年の間に、世界の主要武力紛争の数は 全体としては減少したが、減少はきわめて不規 則であった。2002年と2004年に大きく減少 し、2005年には増加した。

2007年の主要武力紛争の内3つの紛争(ペルー、フィリピン(ミンダナオ)、ソマリア)は、2006年には行われていなかった(言い換えれば、紛争が始まっていなかったか、あるいは戦闘関連の死者数が25人に満たなかった)。2006年に起こった3つの紛争(ブルンジ、スーダン、ウガンダ)は、2007年にはもはや行われていなかった。

2007年に行われた14の主要武力紛争の内4つの紛争(スリランカ(タミル・イーラム)、アフガニスタン、ミャンマー(カレン州)、トルコ(クルジスタン))が、2006年と比較して激しさを増した。後の3つの紛争では、戦闘関連の死者数が50%以上増加した。

2007年においては、武力紛争の細分化、 紛争当事者の多様化、そして紛争の種類 と紛争当事者間の境界の不明瞭化など が、武力紛争における主な傾向であっ た。このようなパターンは、ダルフール (スーダン)、イラク及びパキスタンを含 む、世界の最も凄惨な武力紛争地域また は紛争頻発地域において顕著に見られ る。

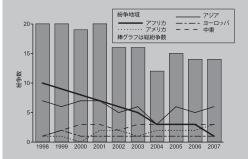
米軍集中増派(サージ)と暴動鎮圧政 策の変化が、2007年半ば以降イラクの諸 地域に多少安定化をもたらしたとはい え、全体的な安全保障状態は不安定なま まである。宗派混住地域で宗派間暴力の 緩やかな減少が見られたのは、人口の移 住の拡大にも帰することができよう。地 域レベルでは、自警グループからスト リートギャングや密輸組織に至る武装ブ ローカー集団の出現が、さらなる暴力の 分散化を招いた。

ダルフールにおける国家中心の紛争の 減少は安全保障条件の改善には繋がらな かった。紛争の中心的形態は、国家主体 の軍事対決から、より小規模の多数の紛 争の混合状態に変質を続けている。叛乱 グループ、離反集団、そして政府側武装 グループが、状況によって離合集散し、 武力による略奪と地域的な権力の駆け引 きと越境攻撃などに関わった。民間人に 対する暴力が減少することはなく、部族 間及び派閥間闘争の死者数は、政府と反 政府勢力の戦闘の死者数を上回った。

パキスタンでは、政府と親タリバン武 装勢力の停戦崩壊後、部族地域ではここ 数年で最も激しい暴力を経験した。これ には、アフガニスタンへの侵攻、政府軍 への襲撃、そして自爆テロの増加が含まれる。部族地域に広がる「タリバン化」に並行して、2007年7月の赤いモスク篭城事件で最高潮に達したパキスタン・イスラム教徒の過激化が進行した。パキスタンにおける地方的、国家的、地域的そして超国家的な政治的・宗教的紛争の重複を証明するのが、ベナジル・ブット元首相の暗殺を含むテロリスト活動の活発化である。

これら3地域全てにおいて、国家の脆 弱さが、2007年において武力紛争を分散 させ、手に負えない状況を増大させた重 大要因のひとつであった。弱体化し、紛 争により疲弊した国家における暴力を減 少させるためには、機能性と地域的正統 性を併せ持つ国家構築支援の努力が最優 先事項と捉えられるべきである。この組 み合わせを実現する可能性が最も高いの は、恐らく、たとえそのイデオロギーや 行動計画が主要な国際的アクターの推進 するものから相当にかけ離れていたとし ても、多くの民衆の支持を集め、大筋に おいて社会的、政治的、安全保障上の目 的を追求する、国内で生まれた運動であ ろう。

主要武力紛争の地域分布と年間総数(1998-2007年)



2007年は国家間紛争が行われなかった連続 4年目の年である。1998年から2007年の間 を通じて国家間で起こった主要武力紛争は、3 つだけである。即ち、エリトリアーエチオピア (1998-2000): インドーパキスタン(1998 -2003): そしてイラク対米国とその同盟国 (2003) である。この期間に記録された他の 30の主要武力紛争は全て国内で行われたもの である。

2007年には、4つの紛争が国際化した紛争として分類された。国際化した紛争とは、その紛争の第一の当時国ではなく、紛争当事者のいずれかを支援している国から派遣された軍を含む紛争である。これは2006年よりひとつ増えている。2006年と同様、2007年における全ての国際化紛争は米国主導の「対テログローバル戦争」と何らかの関係を持っている。

主要武力紛争は最も激しく、最大の戦闘関連 死者数を出すが、これらの紛争は国家を単位と する全紛争の概ね半数、全武力紛争(主として アフリカとアジアにおける非国家アクター間の 非国家単位の紛争を含む)の約四分の一にすぎ ない。

上記事実とデータは、Uppsala Conflict Data Program (UCDP) の Lotta Harbom と Peter Wallensteenが執筆した付録2Aの「主要武力紛争のバターン、1998-2007年」から採録し、UDCPデータベース〈http://www.ucdp.uu.se/database/〉にもとづくものである。

人間の個人レベルでの苦しみと、社会、 地域、国際的レベルの紛争と暴力とは、 個人や社会が、直接的・構造的暴力の生 む脅威から守られ、安心感を感じていれ ば(つまり、基本的な人間の安全保障が 確保されていれば)、相当に軽減される であろう。逆に、個人と社会の基本的な 人間的必要が侵害されれば、人間の苦難 と社会と集団の崩壊がもたらされ、その 結果より大きな直接的暴力と構造的暴力 が出現する。これは、さらに人間的必要 の未充足状態を永続化させることにな る。この循環的関係を打破できるかどう かは、暴力を減少させるか、もしくは回 避し、人間の安全保障を確保する能力に 依存する。

人間の安全保障概念は、大いに議論さ れ、学者も政府も様々な定義を与えてき た。「人間の安全保障に対する脅威」は、 ここでは、直接的・構造的暴力によって 個人と社会の生存を脅かすものと定義さ れる。この定義は、研究の場でも実践の 場でも適用可能である。この定義は、直 接的暴力と構造的暴力のもたらす脅威を ともに対象とするが、暴力が個人や社会 の生存を脅かすのに要する衝撃を計る閾 値を適用するものだからである。直接 的・構造的暴力を単に同避するだけで は、積極的平和と、広範な人間の安全保 障の提供と、あらゆるレベルの人間的必 要の充足に対する必要条件の全範囲に応 えることはできない。しかしこれは、住 民の安全保障と国家の安全保障、構造的 暴力と直接的暴力、そして人間安全保障 欠如の責任と人間安全保障確保の責任を 繋ぐ、操作可能な定義を示すものであ

る。人間安全保障の分析と確保に関して、 直接的暴力と構造的暴力を、相互依存的 な中核的変数とすることにより、人間に 対する最も重大な脅威に対処し、最も効 果的な緩和のメカニズムの基盤を整える 機会が得られる。人間安全保障の向上に 必要なのは;

- ・ 住民や情況に固有の脅威と暴力の特 定と分析
- ・ 脅威、情況、主体に特化した防止策 と対応策の計画
- ・ アクター間の協力に基づく戦略による、的を絞った直接的暴力・構造的 暴力の防止
- ・ 脅威レベルと、脅威の緩和策及び適 応策履行の、監視と評価

このような体系的アプローチは、(必ずしも簡単に認識できず、しかも原因や責任主体の特定が、せいぜい試みにしかならない) 構造的暴力に対しては妥当ではあるが、武力紛争の役割と、それが既存の直接的・構造的暴力を拡大したり、新たな暴力の波を生み出す可能性にも注意を傾ける必要がある。

平和活動の要求が継続的に高まり、その政治的、人道的、軍事的性格の多様化と複雑化によって、平和活動の立案に際してより微妙なアプローチが必要となっている。立案のためには、異なる部門間の一層緊密な内部調整と多様な外部アクターのより高度の協力が必要とされる。2007年、より広範かつ長期的な「平和維持2010」改革戦略の一環として、国連は、「統合ミッション立案過程(IMPP)」の完全実施を試みた。IMPPは、国連平和活動の任務前段階と任務移行期の計画に関して、連続的で一貫した、統合された枠組みを提供することを目指す。

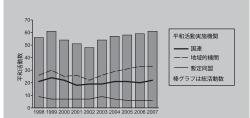
それ自体複雑な過程とはいえ、展開前の計画は、いかなる平和活動の成功のためにも必要である。一貫した戦略と組み合わせることにより、この計画によって、活動の目的と権限が明らかになり、必要な人的、物的、財政的資源の装備が保証される。コソボ、リベリア東ティモールにおけるこれまでの平和活動から得た教訓は、計画には本部を拠点とした計画過程を越えて、特にホスト国政府と被災民に至るより広い範囲の利害関係者を含む必要があることを示している。

活動の計画に関して最もよく引き合いに出される問題の一つは、活動の責任が本部から現場へ移される実施期間に起こる。これは通常立案過程に関わるチームが活動を実施するチームと同じであることは稀だということに起因する。しかしながら、スーダンのダルフールにおける国連・アフリカ連合(AU)合同ミッション(UNAMID)は、その導入にかけた長い時間と徹底的な立案期間を特徴とす

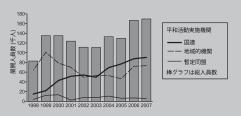
2007年の平和活動

2007年には合計61の平和活動が行われた。2006年より2つ活動が増え、1999年以来最多の数字となった。48の活動が行われた2002年以降、この上昇傾向は続いている。公表された平和活動の経費もまた2007年にも上昇し続け、この活動に展開された人員数は169,467人という過去最高の記録に達した。

平和活動数,1998-2007



平和活動に要した人数。1998-2007



注:1998年の値には国連により展開された文民は含まれていない。

2007年に平和活動に派遣された人員数は2006年から2.5%、2003年からは60%増加した。派遣された人員の内、150,651人が軍人、18,816人が文民であった。国際連合は2007年に90,305の人員を派遣する22の活動(2000年以来最大の活動数)を実施し、依然として平和活動の最大の活動主体である。2007年には、参加国数が過去最高を記録した:119ヶ国が軍隊、軍事監視および警察要員を派遣した。NATOは3つの活動において2番目に多い人員(57,930人)を派遣した。

アフリカ連合は、3つの活動で7,371人の人員を派遣した。この3組織とも2007年にはその派遣人員の総数を増加させた。これと対照的に、EUの派遣人員は、2006年よりも少ない5,900人であった。

2007年の地域別の平和活動回数と展開人員数

	活動回数	展開人員総数
アフリカ	18	69,355
アメリカ	3	9,406
アジア	10	46,019
ヨーロッパ	20	27,018
中東	10	17,689
世界	61	169,467

ヨーロッパにおける平和活動のほとんどは、地域機関及び地域同盟、主として欧州安全保障・協力機構(OSCE)により実施された。国連はアフリカにおいて、10の活動(一地域における国連の平和活動では最多)と、この地域に派遣された全人員の85%にあたる58,076人を派遣し、引き続き主要な活動主体となっている

2007年、全人員の41%がアフリカの活動に展開された。別の27%はアジアに展開され、その大多数がアフガニスタンの国際治安支援部隊(ISAF)に加わった41,741の軍隊であった。

るが、よく計画されたミッションでさえ 実施段階での問題に苦しむことがあると いうことも示している。このUNAMID、 国連中央アフリカ・チャド・ミッション (MINURCAT)、そしてチャド・中央ア フリカ共和国EU軍事作戦(EUFOR Tchad/RCA) は、展開前の立案期には、 国内の利害関係者の参加に限界がある事 例である。実際、現地集団の主体性の原 則を奉ずる包括的で透明な立案過程は、 平和活動の実際の展開を妨げることがあ る。包括的活動計画の立案には、妥協が 必要であるという暗黙の了解がある。国 連と欧州連合の計画に対する修正はいず れの場合にも、ホスト国政府の同意を得 る必要性に敬意を払ってなされたのであ る。しかしながら、これらの修正は、状 況の必要に合致せず、また民間人の要求 を考慮するものでもない。

上記事実とデータは、Kirsten Soderが執筆した付録3Aの「2007年の多国間平和活動」より採録し、SIPRI Multilateral Peace Missionsデータベース 〈http://www.sipri.org/contents/conflict/database-Intro/〉にもとづくものである。

治安部門改革(SSR)は、紛争の再発を防ぎ、公共の安全を強化し、そして復興と発展へ向かう条件を創り出すために、紛争後の平和構築にとって不可欠である。平和構築と安全保障における女性の参加とジェンダーの平等の重要性は、多くの政府、国連、援助機関によって認識されている。しかし、これらの目標を推進する努力は、しばしばお互いに独立して計画し、遂行されるため、結果として治安部門改革が女性の参加と、女性、児童を含む全住民の安全保障の必要に対処することに失敗している。

紛争後の治安部門改革過程は、ジェンダー問題に取り組む様々なアプローチを 用いてきた。

- ・ アフガニスタン、コソボ、リベリアでは、治安部門改革政策、女性を動員し、雇用する施策や、安全保障機関をジェンダー問題に対してよりよく対応するための施策が、問題も起こしたが、前向きな成果も生んでいる。
- ・ ペルー、シエラレオネ、東ティモー ルでは、真実和解委員会には、女性 の体験と正義の必要性に取り組むメ カニズムが含まれている。
- ・ ルワンダの女性国会議員は、女性の 安全保障問題に取り組むために党派 と民族を越えて団結することによっ て治安部門改革に著しい貢献をし た。
- リベリアとシエラレオネでは、武装 解除、動員解除、社会への再統合の 過程は、女子成人と児童が排除され ることなく、また男子成人と児童の

- 必要にも取り組むことを保証する実際的手続きの進展に寄与した。
- ・ リベリアや南アフリカでは、女性の 市民社会組織がSSRを地区の安全保 障及び公正の問題と結びつける重要 なパートナーとなった。

ジェンダーを主流に置くこと、すなわちSSRの政策や活動が女性、男性、男子児童、女子児童に与える影響をSSRのすべての段階で評価することは、主要戦略である。SSRは、男性も女性もSSRの活動過程に参加し、代表を送れることを保証する方策を伴わなければならない。

紛争後の安全保障事業における女性の 参加は、両性を代表し、信頼するに足る、 正当な構造、男性と女性両者の安全保障 の必要性を満たす構造、を創り出すため に重要である。

「移行期の正義」と司法改革過程において、ジェンダー問題への対応に関して 進歩があった。臨時の刑事法廷は、性的 暴力に対する告発を優先させてきた。

成功したSSRのジェンダー統合は、SSRの幅広い課題と共通するところが多い。外部のアクターは援助や支援はできるが、主導権は、地域の利害関係者が担うべきである。SSRがジェンダー統合から得るものは大きい。

2007年における軍事費

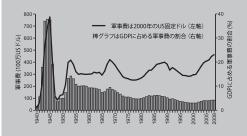
2007年における地域別・所得グループ別軍 事費

	2007年の 軍事費 (10億USドル)	1998- 2007年の 変化(%)
世界の総計	1,339	+45
アフリカ	18.5	+51
アメリカ	640	+63
アジア・オセアニア	219	+52
ヨーロッパ	370	+16
中東	91.5	+62
低所得国	41.9	
下位中所得国	152	
上位中所得国	107	
高所得国	1,039	

支出額は現時点USドルによる。変化率はUSドル固定価格(2005年)と為替レートにもとづく。

米国の軍事費は断然世界最大である。現在の 米国の軍事費は、第二次世界大戦以後のどの時 期よりも大きくなっている。

1940-2008年における米国の軍事費の傾向



2007年における世界の軍事費は、1兆3390億ドルと推定される。2006年から実質で6%、1998年以降では45%の増加となる。これは国内総生産(GDP)の2.5%、そして世界で一人あたり202ドルに相当する。

1998年から2007年の10年間に軍事費の最も大きな増加が見られた地域は、162%の東ヨーロッパである。これは2007年に15%という最大の増加が見られた地域でもある。2007年に13%増加のあったロシアは、この地域の増加の86%を占める。10年間の増加率が50%を越えるその他の地域は、北アメリカ(65%)、中東(62%)、南アジア(57%)、アフリカ及び東アジア(どちらも51%)である。過去10年の内、軍事費成長率が最小の地域は、西ヨーロッパ(6%)と中央アメリカ(14%)である。

米国の軍事費は2007年世界総計の45% を占め、英国、中国、フランス、日本が 各4~5%でこれに次ぐ。2001年以降、 米国の軍事費は実質で59%増加した。そ の主たる理由は、アフガニスタンとイラ クにおける軍事活動に巨額を費やしたこ とであるが、「基地」防衛費の増加もま たその理由である。2007年までに米国の 支出は、第二次世界大戦以降のどの時期 よりも大きくなっていた。しかしながら、 米国の経済成長と米国政府の総支出の増 加があるため、戦後における前回の支出 ピーク時に比べると、現在、軍事支出の 経済的、財政的負担(つまり、GDP比 率とアメリカ政府の総支出に対する比 率) は少なくなっている。

中国は過去10年の間に軍事費を実質で

3倍にも増加させた。しかし、その急速な経済成長により、軍事費の経済的負担はまだ過度のものではなく、GDPの2.1%である。

南コーカサス(アルメニア、アゼルバイジャン、グルジア)における軍事費が急速に伸びているのは、主として、当該地域の3つの「凍結された」紛争と、外部アクターの介入によるものである。石油とガスによる収益を基礎とした経済発展によって、増加が可能になった。

2007年軍事支出を増加した国の数は、近年に比べて多かった。世界の軍事支出の増加の主たる要因は、経済的資源の利用可能性に加えて、各国の外交政策目標、現実のあるいは想像上の脅威、武力紛争、多国籍平和維持活動に貢献する政策などである。

軍事費データの国際比較には困難な問題がある。SIPRIは軍事費の分析に市場の為替レートを利用している。下の表は、市場の為替レートを用い固定USドル(2005年)に変換した軍事費による軍事支出の上位15カ国を示す。

市場為替レートにおける2007年軍事支出上 位15ヶ国

順位	国名	支出額 (10億ドル)	占有率 (%)
1	米国	547	45
2	英国	59.7	5
3	中国	58.3	5
4	フランス	53.6	4
5	日本	43.6	4
6	ドイツ	36.9	3
7	ロシア	35.4	3
8	サウジアラビア	33.8	3
9	イタリア	33.1	3
10	インド	24.2	2
11	韓国	22.6	2
12	ブラジル	15.3	1
13	カナダ	15.2	1
14	オーストラリア	15.1	1
15	スペイン	14.6	1

数値は恒常USドルと為替レートによる。

上記事実とデータは、Petter Stalenheim, Jan Grebe, Catalina Perdomo およびElisabeth Skonsが執筆したSIPRI年鑑第5章と付録5A「軍事支出の表」から採録し、SIPRI 軍事支出データベース〈http://www.sipri.org/contents/milap/milex/mex_database1.html〉にもとづくものである。

SIPRIによる兵器生産企業上位100社

SIPRI上位100社リストは、兵器売上に従い、 (中国を除く)世界の兵器生産企業上位100社 の順位付けを行っている。2006年の兵器生産 企業上位10社は次の表のとおりである。

2006年における兵器生産企業上位10社

200	04-10-43 1/ @ 20 66-2	工庄正未工心	LIUTI
順位	企業名(国名)	2006年 兵器売上高 (10万ドル)	2006年 利益 (10万ドル)
1	Boeing (米国)	30,690	2,215
2	Lockheed Martin (米国)	28,120	2,529
3	BAE Systems (英国)	24,060	1,189
4	Northrop Grumman (米国)	23,650	1,542
5	Raytheon (米国)	19,530	1,283
6	General Dynamics (米国)	18,770	1,856
7	EADS (西ヨーロッパ)	12,600	124
8	L-3 Communications (米国)	9,980	526
9	Finmeccanica (イタリア)	8,990	1,280
10	Thales (フランス)	8,240	487

2006年には12の企業が上位100社のリストに入り、内6社は初めてのリスト入りであった。上位100社リストでは、米国企業が数の上でも金額の上でも圧倒的優位にあり、西欧企業は相当に後塵を拝している。

世界的に兵器生産が増加している。中国企業を除いた世界の兵器生産企業上位100社(SIPRI上位100社)の兵器売上は、2006年に3150億ドルまで達し、名目で9%、実質で5%増加した。このうち41の米国企業が上位100社の総兵器売上の63%を占める一方で、34の西欧企業が29%を占める。一般に、(イラクの紛争における米国の需要に応えて)装甲車両に特化した企業、軍事サービス、ハイテク電子工学、通信など成長分野に特化した企業が、2006年の兵器売上において最も大きな成長を遂げた。ロシアの企業もまた2006年主に航空宇宙及び防空の分野で高成長を遂げた。

2007年には、北アメリカと西洋の兵器 産業において53の重要な合併や買収が行 われた。このうちの3件は、ヨーロッパ 内の国境を越えた取引であり、16件は大 西洋を越えた取引である。大西洋を越え た合併と買収のほとんどは、英国と米国 の企業間で行われた。合併と買収活動の ほとんどが、軍事サービス、もしくは特 に電子工学や航空宇宙工学に関連するそ の下位サービスであった。7件の買収が、 10億ドルを超えるものであった。このう ち4件は、米国内の買収、2件は英国企 業による米国諸企業の買収、1件は、米 国企業による英国事業の買収である。

西ヨーロッパでは、フランスと英国両国において、両国政府に積極的に奨励された、海軍関係の大きな新設合併が2007年に行われた。フランスの国有艦艇造船会社DCN社は、7億1400万ドルの取引でThales社の海軍事業を譲り受けた。他方、英国では、BAEシステムズ社とVT

Group社が水上艦艇造船及び軍事サービス事業を合併する共同事業に合意した。

2007年、欧州連合(EU)内では、兵器産業と市場のEU域内での統合を推進するための政治的努力が継続的に行われた。欧州防衛機構(EDA)は、ふたつの戦略文書に合意した。一つは欧州の防衛産業基盤と技術基盤の構築に関する文書であり、もう一つは軍事研究と技術の戦略に関する文書である。さらに、欧州委員会は、EU域内での兵器調達を解禁し、EU域内兵器移転に関する輸出管理規制を緩和するというふたつの指令を提案した。

ロシア政府は、兵器産業の巨大な国有複合企業への統合を継続している。2007年、ロシアの民間及び軍用の固定翼航空機生産のほとんどを統合したユナイテッド・エアクラフト・コーポレーション(UAC)が、事業を開始し、ふたつの新しい複合企業が創設された。一つは、造船部門を統合したユナイテッド・シップビルディング・コーポレーション(USC)であり、もう一つは、軍需・民需製造企業及び原料供給企業と、国営兵器輸出企業のRosoboronexport社とが合併したRostekhnologii社である。

兵器売上地域/国別占有率: 2006年 SIPRI上位100社

地域/国	企業数	2006年 兵器売上高 (10億ドル)
米国	41	200.2
西ヨーロッパ	34	92.1
ロシア	8	6.1
日本	4	5.2
イスラエル	4	4.6
インド	3	3.5
韓国	3	1.8
シンガポール	1	0.9
オーストラリア	1	0.5
カナダ	1	0.5
合計	100	315.3

国あるいは地域の数字は、当該国あるいは地域に本 社を置く上位100社の兵器売上を示している。外国 子会社の数字も含むため、当該国あるいは地域で実 際生産された兵器の売上は反映されない。

2007年の西ヨーロッパと北米の軍事企業における主要な買収

買収企業	被買収企業	買収額 (10億ドル)
General Electric	Smiths Aerospace	4,800
BAE Systems	Armor Holdings	4,532
URS Corporation	Washington Group Intl	3,100
Carlyle Group	ARINC	不詳
ITT Corporation	EDO Corporation	1,700
Meggitt	K&F Industries	1,300
Veritas Capital	Aeroflex	1,300
Textron	United Industrial Corporation	1,100

上記事実とデータは、Sam Perlo-Freemanとthe SIPRI Arms Industry Networksが執筆した年鑑第6章と付録6A「2006年における兵器生産企業上位100社」とSam Perlo-Freemanが執筆した付録6B「2007年における主要な軍事企業の買収」から採録した。なおこれらはSIPRI軍事企業データベースとファイルにもとづくものである。

2007年における主要通常兵器の 輸出国及び輸入国

2003-2007年における主要通常兵器の輸出上位5ヶ国とその主要な輸入国

輸出国	武器移転に おける 占有率(%)	主要な輸入国 (輸入国での占有率,%)
米国	31	韓国(12) イスラエル(12) アラブ首長国連邦(9) ギリシャ(8)
ロシア	25	中国 (45) インド (22) ベネズエラ (5) アルジェリア (4)
ドイツ	10	トルコ (15) ギリシャ (14) 南アフリカ (12)
フランス	9	オーストラリア(9) アラブ首長国連邦(41) ギリシャ(12) サウジアラビア(9) シンガポール(7)
英国	4	米国 (17) ルーマニア (9) チリ (9) インド (8)

2003-2007年における主要通常兵器の輸入上位5ヶ国

輸入国	世界の兵器輸入に おける占有率(%)
中国	12
インド	8
アラブ首長国連邦	7
ギリシャ	6
韓国	5

2003年~2007年の主要通常兵器の輸出量のおよそ80%は、5大輸出国(米国、ロシア、ドイツ、フランス、英国)が占めていた。これら5つの供給国は、今後も国際的な武器移転において圧倒的に大きな割合を占めていくと思われるが、2007年にはフランスとロシアの主要通常兵器の輸出見込みに関しては懸念が表明された。

2003年~2007年の間、アジア、ヨーロッパ、そして中東が、継続して最大輸入地域であった。最大輸入国は、中国、インド、アラブ首長国連邦(UAE)、ギリシャ、そして韓国であった。しかしながら、2007年、中国への移転および中国からの発注の減少という形で、最大輸入国の重要な変化となり得る最初の徴候が現れた。アジアと中東への最大輸出国の間では、発注を巡る厳しい競争が続くであろう。また、リビアとサウジアラビアが再び最大輸入国となる可能性がある。

SIPRIのデータによれば、2003年~2007年の間の南アメリカへの国際的な武器移転は、1998年~2002年の間より47%増えている。大げさな見出しや競争的行動の若干の証拠(例えば、ブラジル、コロンビア及びベネズエラが入手した武器の種類や入手時期)にもかかわらず、南アメリカが古典的意味での軍備競争の只中にいるとは言い難い。武器入手の主たる動機は、既存の軍備を補充もしくは強化する努力にある。その目的は、1.既存の軍事能力を維持するため、2.圧倒的に国内的である安全保障上の脅威に対処するため、3.輸出国政府との繋がりを強化するため、4.国内軍需産業の能

軍事支出と軍備

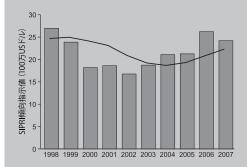
力を向上させるため、もしくは5. 地域 的あるいは国際的認知度を高めるため、 である。

武器輸出国は、多くの理由から紛争が 生み出す武器の需要に応じる。それは、 1. 政治的・経済的影響力を獲得するため、2. 利害のある第三者の直接的軍事 介入の代理をするため、そして3. 武器 輸出への強い経済的圧力に応ずるため、 である。

アフガニスタンとスーダンの紛争地帯への国際的武器移転には、多くの関連した傾向が見られる。第一に、非国家武装集団に課された国連の武器禁輸措置は、彼らの武器取得を止めることが出来なかった。第二に、主要武器輸出国は、紛争地域の政府に対し武器を直接供給することにより、政府を積極的に支援した。第三に、国際的に認知された平和維持活動は、適切な武器及び軍需品を入手することにしばしば努める。

2003年~2007年の間の主要通常兵器の国際的な移転は2000年~2004年以降増え続けたが、2007年単独の移転は、2006年より8%減少していた。

主要通常兵器の移転における傾向、1998-2007年



棒グラフは年間の合計を、折れ線グラフは5年間の 移動平均を表す。移動平均は各5年間の最終年に示 される。SIPRI動向指標の値は兵器の移転量を示し ている。

国際的兵器貿易の正確な金額を算出することは不可能である。しかし、主要輸出国の財務データを集計することによって、兆候的な推定値を出すことは可能である。2006年における国際兵器貿易の推定金額は4,560億米ドルで、これは世界貿易の0.4%にあたる。

政府と産業界の情報による武器輸出の金額

世界の総計	45,628
米国	14,008
ロシア	6,500
フランス	5,061
英国	3,792
イスラエル	3,000

数値は2006年固定USドルで、単位は10億USドルである。

上記事実とデータは、SIPRI Arms Transfers Projectが執筆した年鑑7章と付録7A「主要通常兵器の輸出国及び輸入国」、ならびにMark Bromleyが執筆した付録7B「武器貿易の金融資産価値」から採録し、SIPRI武器移転データベースにもとづくものである。

2008年における世界の核戦力

2008年初頭、核兵器保有8ヶ国は10,200近くの実戦用核兵器を保有している。このうち数千の核兵器は、数分の内に発射できる臨戦態勢にある。全ての核弾頭(実戦用核弾頭、補用部品、活動状態あるいは非活動状態で格納されている弾頭、後日解体予定の手付かずの弾頭)を合わせると、全体で25,000以上の弾頭をこれらの国々が保有している。

世界の核戦力, 2008年1月現在

国名	戦略核弾頭	非戦略核弾頭	総弾頭数
米国	3,575	500	4,075
ロシア	3,113	2,076	5,189
英国	185	_	185
フランス	348	_	348
中国	161	15	176
インド	_	_	60-70
パキスタン	_	_	60
イスラエル	_	_	80
合計			10,183

すべての数値は推定である。

1968年の核不拡散条約(NPT)により核兵器保有国に指定された5ヶ国(中国、フランス、ロシア、英国、米国)は全て、新しい核兵器の配備過程にあるか、あるいはその意志があることを2007年に表明した。イスラエルと共にNPTに未加盟ではあるが事実上の核保有国であるインドとパキスタンは、核兵器運搬可能な新ミサイルシステムの開発を続けた。北朝鮮は2005年、核兵器を開発し、2006年に核実験を行ったと主張したが、北朝鮮がその核能力を兵器開発に用いたことを証明する公的情報はない。

2007年現在、世界の高濃縮ウランの貯蔵量は、総計およそ1370トンに達する(希釈予定の346トンは含まない)。分離プルトニウムの世界の軍用貯蔵量は総計228-282トン、民生用は総計244.9トンに達する。

米国は、核弾頭運搬の可能性があるミサイル

2007年もイランの核プログラムは国際的議論の的であった。イランが、ナタンズのウラン濃縮パイロット施設にガス遠心分離機を設置し続けたことで、国連安保理は決議1747を採択し、イランに全てのウラン濃縮関連及び再処理活動の停止を求め、同国に追加制裁を課した。

8月、イランと国際原子力機関 (IAEA) は、イランにおける深刻な保障措置遵守問題を議論し、イランの過去の核活動に対するIAEAの査察に関連する残った問題に結論を得るためのスケジュールを作成する作業計画を成立させた。しかし、イランが核兵器に関する研究を無断で行ったという主張を巡る議論は続いた。12月、米国は、イランが2003年の秋に核兵器開発計画を停止したまま再開していない、と「大いなる自信をもって」結論づける新しい国家情報評価の機密扱いでない要約を公表した。

2007年2月、六ヶ国協議(中国、日本、 北朝鮮、韓国、ロシア、米国)では、北 朝鮮がエネルギー支援やその他経済的・ 政治的利益を見返りとして受ける代わり に、「完全な非核化のため」寧辺(ヨンビョ ン) の核施設を封鎖するという行動計画 が合意された。しかしながら、北朝鮮は、 核施設の無能化及び核プログラムや過去 の活動についての包括的申告を、行動計 画履行に関する2007年10月合意で設定さ れた年末という期日までに行うことがで きなかった。北朝鮮の申告で未解決のま まの二つの議論があった。ひとつは、北 朝鮮がどれ程のプルトニウムを分離した かであり、あとのひとつは北朝鮮が疑惑 のウラニウム濃縮作業を行ったかどうか である。

インドと米国は、2005年の米印民生用原子力協力イニシアティブ(CNCI)で想定された核物質及び技術における米印間の貿易再開を規定する条件を明記した「123協定」の草案を発表した。草案の合意は、CNCIが米国の不拡散その他の法律の遵守を保証することを目的として2006年に米国議会により課された条件と矛盾するという理由から、米国内で批判された。インドにおいては、強い政治的反対が続いた。

ジュネーヴの軍縮会議(CD)では、 長く延期されてきた国際的兵器用核分裂 性物質生産禁止条約(カットオフ条約) に関する交渉開始がまた頓挫した。CD は、協議事項中の他の条項に関する交渉 委員会を設置するかどうかを巡る議論が あったため、作業プログラムを依然採択 出来ずにいた。数カ国が、少なくとも近 い内には、兵器用核分裂性物質生産禁止 条約を締結する熱意は概ね持ち合わせて いないことを継続して示した。 を含め、弾道ミサイルから受ける新たな脅威に 対し、広範囲の積極的防衛プログラムを継続し て遂行している。

2003-2013年会計年度の米国ミサイル防 衛庁の予算

11013 14 3 31	
	 予算
2003	6,714
2004	7,674
2005	9,169
2006	7,695
2007	9,388
2008	8,899
2008-13ª	56,666

数字は、資金の要求額を表す、単位は100万USドル(現在の値)でものである。年は会計年度(10月1日~9月30日)を表す。数字には、ミサイル防衛プログラムに投資された国防省の財源は含まれない。

a. これは見通しである。

2007年、米政府監査院(GAO)は、米国が1980年代半ば以降、ミサイル防衛に1,070億ドルを費やしたと推定した。

上記事実とデータは、Shannon N. Kile, Vitaly Fedchenko, Hans M. Kristensenが執筆した付録8A「2008年における世界の核戦力」、ならびにプリンストン大学の核分裂性物質の国際的パネルのHarold Feiveson, Alexander Glaser, Zia Mian, Frank Von Hippel Mark Bromleyが執筆した付録8B「2007年における核分裂性物質の世界的備蓄」、およびShannon N. Kileが執筆した付録8C「米国の弾道ミサイル防衛プログラムの調査」より採録した。

多くの国際条約と国内法は、遵守を検証する仕組みを必要とする。そのような仕組みの多くは、技術に依存するため、検証のためのよりよい技術的手段の開発が奨励される。核の鑑識(nuclear forensics)は、条約遵守及び法律執行に直接適用できる新生の自然科学の一分野である。核の鑑識は「サンプル物質の由来を確定する証拠を提供する、核もしくは放射性物質のサンプルとあらゆる関連情報の分析」と定義される。

個々の核鑑識技術は、プルトニウムの 生産が行われていたかどうかを検証する ために、ドイツの原子炉とおぼしき周辺 で、米国が大気や水のサンプルを採集し た第二次世界大戦中に初めて開発され た。これらの技術は米ロ二ヶ国間の軍備 管理条約の検証の場で日常的に使われ た。1990年代初頭に、核物質や放射性物 質の違法取引が起こると、核鑑識は多く の個別の事例調査に適用され始めた。技 術の進歩により、一国による国際原子力 機関(IAEA)の保障措置遵守の検証に 核鑑識が利用され成功する機会が生まれ た。例えば、1992年に北朝鮮の寧辺にお ける核燃料再処理工場で行った環境(ス ワイプ) 試料の採取により、北朝鮮が一 部のプルトニウム分離活動を申告してい なかったことが明らかになった。2003年 にイランで採取された同様の試料の分析 により、未申告のウラニウム濃縮活動の 確固たる証拠が得られ、またアブドゥ ル・カディール・カーン (Abdul Qadeer Khan) 率いる核の密貿易ネットワーク を暴く一助にもなった。

1996年の包括的核実験禁止条約のため

の検証メカニズムの発達は、核鑑識技術が核爆発であるかどうかを確証し、爆発装置の主要な特徴を確定する決定的な役割を果たせることを証明した。核爆発装置が万が一テロ攻撃に使用されることがあるとすれば、この技術がその特性とは来の割出しに不可欠となるであろう。核勢質生産禁止条約(カットオフ条約)の検証にも適用されるであろう。核物質の「年齢」(例えば、最終の濃縮時からの経過時間)を、従って、ある特定の日付より前に生産されたかどうかを確定することができるからである。

核鑑識技術の適用から得られる情報量は、関連した場所や試料へのアクセスに 左右されるが、それは法律的もしくは政 治的理由によってしばしば制限される。 生物化学兵器戦(CBW)の防止及び 対応措置は、有毒化学物質もしくは病原 体を中に仕込んだ即席爆発装置のような 非国家的脅威が起こりうることをも想定 している。公衆衛生従事者のように、 CBWを禁止する努力の周辺に置かれて いたアクターも、現在では常時脅威認識 とリスク分析に関係するようになってい る。発展しつつある微生物法医学の領域 は、生物軍備計画と法の執行に不可欠な ものである。

2007年12月現在、申告された化学兵器 約71,000トンのうちのおよそ26,000トン が確実に廃棄されている。12ヶ国が65の 化学兵器生産施設について申告し、その 内42が廃棄され、19が1993年の化学兵器 禁止条約の禁止事項に触れない平和目的 に転換された。

1972年の生物・毒素兵器禁止条約 (BTWC) の第6回再検討会議で設立された暫定三者履行支援ユニットは、2007年8月に運用が開始された。このユニットは、BTWC加盟国間の信頼醸成措置 (CBM) の役割を果たすため、政治的拘束力のある情報交換を受信・配信する。2007年、このユニットは、1987年~2007年の間のCBMのあらゆる成果を収録したCD-ROMを製作した。

2007年、イラク問題に関する国連監視 検証査察委員会(UNMOVIC)が解散し た。イラク法廷は、化学兵器が用いられ たイラク北部のクルド人に対する1988年 のアンファル作戦での役割を有罪とし、 アリ・ハッサン・アルマジド(「ケミカ ル・アリ」)に対し判決を下した。

一連の塩素攻撃が2007年にイラクで起

こり、多数の死傷者が出た。このように 飛散を目的として化学薬品を通常爆薬と 共に使用することは、叛乱軍がその飛散 技術を洗練するかもしれないという懸念 を生み出した。

塩素の使用はまた、どのようにしてイランでの水の供給を守るか、塩素を他の化学薬品で代用するべきかという米国側の議論の種にもなった。

2007年には、毒性生物の封じ込めやバイオセキュリティに対する意識と遵守のレベルが高いと思われていた施設も含め、その失敗が広く注目を集めた。そのような失敗の一例が、英国のパーブライト近郊の農場で8月に起こり、口蹄疫(FMD)の発生が確認された。

生物化学兵器 (CBW) の国際的禁止を維持し、強化するためには、政治的問題と技術的問題のギャップを埋める研究が継続して行われ、1. 軍需民需両用の技術と設備が実際にどのように取り扱われているのかについての分析が報告され、2. 情報の出処及び利用法に関するよりよい理解が推進されるべきである。

インフルエンザは人類の歴史の中でも最も破壊的流行のいくつかを引き起こした。そして、別のインフルエンザが流行する兆しが見えることに専門家達は広く同意している。H5N1型ウィルスの変種である鳥インフルエンザは、次のインフルエンザの世界的流行を引き起こす型として可能性の高い候補である。

グローバリゼーションにより人や物の 世界的な移動の量と種類が増大してき た。これが世界各地で公衆衛生問題を引 き起こす、または悪化させる可能性があ ることを考えれば、世界保健機関 (WHO) は、社会的安全保障を構築する 集団的努力の一環としての重要な役割を 果たすと思われる。2005年に採択され、 2007年6月に履行が開始された改正国際 保健規則(IHR)で示されるように、国 際的な保健問題を管理するWHOの役割 は変化している。国際保健規則(IHR) が効力を発揮せず、少数の加盟国がそれ を遵守しないという長い歴史があったた め、国際的疾病監査と加盟国の通告義務 に関して前例のない法的権威をWHOに 与える法的枠組みを利用して、WHOは これを改正した。新IHRは、重症急性呼 吸器症候群 (SARS) とH5N1発症の事 例を持つ国に要求される処置に関して厳 しい意味合いをもつ。

インドネシアは現在、人間と家禽どちらにもH5N1の発生が見られる「ホットゾーン」であるが、2006年12月、インドネシア政府は、インフルエンザのワクチン、特にインドネシアで採取されたウィルスのサンプルから製造されたワクチンが不均衡に分配されたことを理由に、

WHOへのサンプル提供を見合わせた。インドネシア政府は、自国で発見されたウィルスを使ってワクチンを開発する際には、事前承認を得る必要があることと、H5N1型ウィルスが内発的である国に対してワクチンの価格割引を行うには交渉が必要である、と主張した。この膠着状態は、改正IHRの違反にあたった。しかしながら、2008年初頭、インドネシアは、鳥インフルエンザサンプルから生産されたワクチンに対する権利を認める確約を得て、12の鳥インフルエンザサンプルをWHOへ送付した。

改正IHRはWHOの役割の変化だけではなく、国際的な保健のパラダイムの移行も反映している。WHOが改正IHRの履行を通じて不偏性と中立性を保てるかどうかは、将来の問題である。もし発展途上国と先進国のどちらに対してもその信頼性を証明することができなければ、WHOは主導的な国際保健機関としての立場を失い、国際保健は、今以上に各国の外交政策に左右されることになるだろう。

1990年の欧州通常戦力条約 (CFE条 約)は、2007年ロシアが同条約への参加 を「留保」するという事態により、最大 の試練を経験した。同条約をめぐる瀬戸 際政策は、その政策自体が対立の要因と いうよりも、欧州安全保障協力機構 (OSCE) の参加国を分ける、広く多岐に 渡る政治的軍事的問題を反映するもので ある。ロシアによる法律上の軍備管理義 務や1999年のイスタンブールでの政治的 公約からの離脱は、CFEの手続きを全 体として扱うよう主張する他のCFE加 盟国との論争を引き起こしている。西欧 諸国は、遅ればせながら、ロシアのCFE に関連する懸念に対し、より真剣に注意 を払う必要があることを認識した。しか しながら、ロシアの現在の態度と条約の 従属規定を遵守しない状況を考えると、 早期和解の可能性はなさそうである。さ らに、北大西洋条約機構 (NATO) の 加盟国と、改定の合意がなされたCFE 体制に参加する準備をしている国のいず れも一加盟国の要求に応ずるために、他 国の安全保障を明らかに犠牲にして相当 修正される条約に加盟することには消極 的になるだろう。

遊説的だが、CFEの危機にもかかわらず(あるいは危機であるからこそ)、欧州安全保障の議論における軍備管理の重要性が増した。CFE軍備管理体制の弱体化によって、南コーカサスでは不穏な動きが起こった。その一方、モルドバでは、ロシアの兵員及び装備の撤去をめぐる行き詰まりが続いた。これと対照的に、グルジアにおけるロシアの軍事基地と施設の閉鎖に関する2005年のグルジア

-ロシア協定はほぼ完了し、他方バルカン諸国における当該地域の軍備管理体制 は順調な運用が続いている。

「ハード面の」軍備管理が行き詰まったときには、信頼醸成措置や安全保障醸成措置のような「ソフト面の」軍備管理が代替策として提案されてきた。しかし、一つの場所で信頼が揺らぐと、他でそれを復旧・発展させることは困難である。にもかかわらず、OSCEの安全保障の政治・軍事的側面における行動規範はその重要性を失うことはなく、OSCE参加国間の他の信頼醸成措置は、小型兵器、爆発物及び有毒ロケット燃料の余剰により生み出される多様な脅威に依然として焦点をあて続けている。

1997年の対人地雷全面禁止条約の加盟 国数は156に上り、普遍化が進んでいる。 クラスター爆弾の使用を禁止する「オス ロ・プロセス」に加盟する国も増加して いる。

11. 安全保障に関連する国際的移転の管理

lan Anthony, Sibylle Bauer and Anna Wetter

輸出管理とは、輸出品が違法もしくは 輸出国の視点からして望ましくない他国 での活動に貢献することのないよう保証 することを目的とする予防措置である。 主要な多国間不拡散条約を支える輸出管 理は、現在(イランや北朝鮮のような) 特定の国に関して国際連合安全保障理事 会の決定を履行する際に果す重要な役割 によって補完されている。

多くの多国間協力協定は、加盟国の国家輸出管理の有効性を向上させることを意図する。これらの協定への加盟国は拡大を続けており、2007年にはクロアチアがオーストラリア・グループに加盟した。「通常兵器および軍需民需両用の製品と技術の輸出管理に関するワッセナー協定」は、その業績全体の検討と評価を終えた。

2007年、欧州委員会は、特に軍事目的で設計・開発された品目の、欧州連合(EU)加盟国から他の加盟国への移転管理規則を簡素化することを提案した。同委員会はまた、軍事目的だけに設計・開発されてはいないが軍事利用が可能な品目(「軍需民需両用の品目」)の輸出を管理する法律の修正も提案した。

2006年と2007年に、国連安全保障理事会は、核拡散の問題に取り組む広い努力の一環として、イランとの特定の種類の国際貿易を禁止ないしは制限する決議を採択した。国連の決定した禁止と制限は、核拡散の見地から見て最も慎重さを要する活動 - ウラニウムの濃縮、プルトニウムの再生、核兵器の運搬ができる弾道ミサイルの開発 - に貢献する可能性のある品目に焦点をあてている。EUは、国連

の決定をEU加盟の輸出国に対して拘束 力を持つ規則へ強化する措置を取った。 実際、EUは、国連の課したイランとの 貿易に関する禁止・制限事項を超え、そ の範囲を拡大した。

輸出管理機関による輸出管理と不拡散 制裁の執行には、法的根拠の調整や、制 度上の構造や手続きの再考が必要とされ る。有効な執行のためには、税関、警察、 諜報、検察を含む幅広い国内アクターの 積極的、有能な、そして協調的な参加が 求められるとともに、輸出管理違反に対 する罰則を含む適切な法的枠組みが必要 とされる。輸出管理違反に対し、有効で、 予防策ともなり、そして適度の制裁とは 何かという国際的な討論が、特にEU内 で始まっている。 付録A「軍備管理及び軍縮協定」には、 軍備管理及び軍縮に関する多国間及び二 国間条約、協定、議定書、そして合意書 の要約と、調印国及び加盟国のリストが 含まれる。

付録B「国際組織及び政府間機関」では、安全保障、安定、平和、また軍備管理を目標に掲げる主要な国際組織、政府間機関、条約履行機関及び輸出管理体制について述べ、また2008年1月1日現在の加盟国または参加国をリストに挙げる。

付録C「2007年の出来事」には、軍備、 軍縮、及び国際安全保障に関連する2007 年の重要な出来事がリスト化されてい る。

2008年1月1日時点で発効している条約

- 1925 窒息性ガス、毒性ガス又はこれら に類するガス及び細菌学的手段の 戦争における使用禁止に関する議 定書(1925年ジュネーヴ議定書)
- 1948 集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約 (ジェノサイド条約)
- 1949 戦時における文民の保護に関する 1949年8月12日のジュネーヴ条約 (第4条約)
- 1959 南極条約
- 1963 大気圏内、宇宙空間及び水中にお ける核兵器実験を禁止する条約 (部分的核実験禁止条約, PTBT)
- 1967 月その他の天体を含む宇宙空間の 探査及び利用における国家活動を 律する原則に関する条約(宇宙条 約)

- 1967 ラテン・アメリカにおける核兵器 の禁止に関する条約 (トラテロル コ条約)
- 1968 核兵器の不拡散に関する条約(核 兵器不拡散条約, NPT)
- 1971 核兵器及び他の大量破壊兵器の海 底における設置の禁止に関する条 約(海底非核化条約)
- 1972 細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約(生物毒素兵器禁止条約,BTWC)
- 1974 地下核実験制限条約 (TTBT)
- 1976 平和目的地下核爆発制限条約(米 ソ平和目的核爆発条約, PNET)
- 1977 環境改変技術の軍事的使用その他 の敵対的使用の禁止に関する条約 (Enmod条約)
- 1977 1949年8月12日のジュネーヴ諸条 約に追加される国際的武力紛争の 犠牲者の保護に関する追加議定書 T
- 1977 1949年8月12日のジュネーヴ諸条 約に追加される非国際的武力紛争 の犠牲者の保護に関する追加議定 書Ⅱ
- 1980 核物質の防護に関する条約
- 1981 過度に障害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約(特定通常兵器使用禁止制限条約,CWC条約あるいは「非人道的兵器」条約)
- 1985 南太平洋非核地帯条約 (ラロトン ガ条約)
- 1987 アメリカ合衆国とソヴィエト社会

主義共和国連邦との間の中射程及 び短射程のミサイルの廃棄に関す る条約(米ソINF廃棄条約)

- 1990 欧州通常戦略条約(CFE条約)
- 1991 第一次戦略兵器削減条約 (START I 条約)
- 1992 欧州オープンスカイ (空中査察) 条約
- 1993 化学兵器の開発、生産及び貯蔵の 禁止並びに廃棄に関する条約(化 学兵器禁止条約,CWC)
- 1995 東南アジア非核地帯条約 (バンコク条約)
- 1996 ユーゴスラビア (セルビア・モン テネグロ)、ボスニア・ヘルツェゴ ビナ、及びクロアチアにおける準 地域的武器管理に関する合意 (フィレンツェ合意)
- 1997 火器、弾薬、爆薬およびその他関 連物質の不法製造及び密輸を防止 する米州条約
- 1997 対人地雷の使用、貯蔵、生産及び 委譲の禁止並びに廃棄に関する条 約(対人地雷禁止条約)
- 1999 通常兵器入手の透明性に関する米 州条約
- 1999 信頼・安全譲成措置に関する1999 年ウィーン文書
- 2002 戦略攻撃戦力削減条約 (SORT)

2008年1月1日時点で失効または発効していない条約

- 1972 弾道弾迎撃ミサイル制限条約 (ABM条約)
- 1993 第二次戦略兵器削減条約 (START II 条約)
- 1996 アフリカ非核地帯条約 (ペリンダ バ条約)
- 1996 包括的核実験禁止条約(CTBT)
- 1999 CFE条約適合化合意
- 2006 ECOWAS小型武器条約
- 2006 中央アジア非核兵器地帯条約

注文方法

『SIPRI年鑑 2008: 軍備, 軍縮及び世界の安全保障』はストックホルム国際平和研究所

に代わってオックスフォード大学出版より2008年6月に出版。

ISBN 978-0-19-954895-8 ハードカバー、610ページ、£85/\$150

オンライン注文 OUP UK 〈http://www.oup.co.uk〉

OUP USA (http://oup.com/us)

電話注文 OUP UK: +44 1536-741 017

OUP USA: +1 800-451 7556

FAX注文 OUP UK: +44 1536-454 518

OUP USA: +1 916-677 1303

電子メール注文 OUP UK: book.orders@oup.co.uk

OUP USA: customers@oup-usa.org

詳細情報は〈http://yearbook2008.sipri.org/〉

SIPRIまたはSIPRIの研究・出版に 関する詳細は下記連絡先まで。

sipri

ストックホルム国際平和研究所

Signalistgatan 9

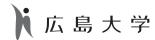
SE-169 70 Solna, Sweden

電話: +46 8 655 97 00 FAX: +46 8 655 97 33

Email: sipri@sipri.org

URL: http://www.sipri.org

SIPRI年鑑日本語要約版についての お問い合わせは



広島大学図書館

東広島市鏡山1丁目2-2

電話: 082-424-6200

FAX : 082 - 424 - 6211

Email: tosho-kikaku-somu@office.

hiroshima-u.ac.jp

SIPRI 年鑑 2008 日本語要約版 軍備. 軍縮および世界の安全保障

2009年3月31日 第1刷発行

編集 広島大学図書館SIPRI年鑑 2008 ブックレット

日本語版刊行作業委員会

翻 訳 西浦ミナ子 同志社大学総合情報センター情報サービス課

校 閲 松尾雅嗣 平和科学研究センター長

発行者 田中久男

発行所 広島大学図書館

〒739-8512 東広島市鏡山1丁目2-2

印刷所 株式会社 溪水社

〒730-0041 広島市中区小町1-4

SIPRI 年鑑 2008

軍備、軍縮および世界の安全保障

SIPRI 年鑑は下記の分野のデータや分析の総覧です。

- ・安全保障と紛争
- ・軍事支出と軍備
- ・不拡散、軍備管理および軍縮

このブックレットは年鑑39版の要約版で、下記の特集内容も収録されています。

- ・直接的暴力と構造的暴力に対する人間の安全保障アプローチ
- ・紛争後の治安部門改革におけるジェンダーの統合
- ・米国の弾道ミサイル防衛プログラム
- ・核の鑑識
- ・国際的公衆衛生政策と鳥インフルエンザの国際的監視

また、以下の問題の2007年における動向も含まれています。

- ・欧州大西洋の安全保障制度と関係
- · 武力紛争
- 平和活動
- 軍事費
- · 兵器生産
- ・国際的な武器移転
- ・核軍備管理と核不拡散
- ・世界の核戦力と核分裂物質の備蓄
- ・化学物質および生物物質がもたらす安全保障上の脅威の削減
- 通常兵器の軍備管理
- ・安全保障に関連する国際的移転の管理

これに加えてSIPRI年鑑は軍備管理・軍縮協定、国際機関および政府間機関、安全保障・ 軍備管理分野における 2007 年の出来事といった豊富な付録を収録しています。